


所管部課	会計課		部長	神山 尚		
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について					
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	令和3年度東大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱				
	部課機関	子育て支援課				
1. 要旨						
<p>(1) 令和3年度に実施する東大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業において、対象者からの申請に基づく現金支払に対応する必要があることから、東大和市会計事務規則の一部改正を行う。</p> <p>① 主な改正内容          附則第4項（資金前渡の特例）を改正し、東大和市子育て世帯への臨時特別給付金の支払において、資金前渡をすることができる内容とする。</p> <p>② 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>③ 影響及び効果          窓口等における給付金の支払を希望する申請者への給付が可能となる。</p> <p>(2) 歳入等について、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて、指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができる仕組み（以下「指定納付受託者制度」という。）を導入するための地方自治法等の一部改正に伴い、東大和市会計事務規則の一部改正を行う。</p> <p>① 主な改正内容          規則第36条の2において、指定代理納付者の根拠であった改正前の地方自治法第231条の2第6項から、指定納付受託者の根拠となる改正後の法第231条の2の3第1項に改める。</p> <p>② 施行日 令和4年1月4日（経過措置有）</p> <p>③ 影響及び効果          ・施行日から税や手数料等について、法令の内容に沿った対応で、スマートフォンアプリ等の利用を可能とすることができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。